

那須塩原市債権管理条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、那須塩原市債権管理条例（令和2年那須塩原市条例第52号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

**第2条** この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(台帳の記載事項)

**第3条** 条例第5条の台帳に記載する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 債権の名称
- (2) 債務者の住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
- (3) 債権の発生日
- (4) 債権の金額
- (5) 履行期限
- (6) 担保（保証人の保証を含む。）の設定がある場合はその事項
- (7) 債権の発生、納付等に係る履歴（債務者との折衝、相談の記録等を含む。）
- (8) その他市長が必要と認める事項

(督促)

**第4条** 条例第6条に規定する督促は、原則として納期限後20日以内に文書により発するものとする。

2 前項の督促に指定すべき期限は、その発した日から14日以内において定めるものとする。

(遅延損害金の減免)

**第5条** 条例第7条第6項に規定するやむを得ない理由があると認める場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 債務者が震災、風水害、火災その他の災害又は盗難により財産の損失を受けた場合で、納付しなかったことについて市長がやむを得ない理由があると認める場合
- (2) 債務者又は債務者と生計を一にする者が疾病にかかり、負傷し、又は死亡したため、多額の経費を要した場合で、納付しなかったことについて市長がやむを得ない理由があると認める

場合

(3) 債務者が生活困窮状態（生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受ける状態をいう。）

にあると認める場合

(4) 債務者が失業等により著しく収入が減少した場合で、納付しなかったことについて市長が

やむを得ない理由があると認める場合

(5) 債務者が事業又は業務につき、著しい不振、失敗又は倒産により著しく財産の損失を受け

た場合で、納付しなかったことについて市長がやむを得ない理由があると認める場合

(6) その他市長が必要と認める場合

2 遅延損害金の減額又は免除を受けようとする債務者は、前項各号のいずれかに該当することを証する書類を添えて、遅延損害金減免申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、遅滞なくその内容を審査し、減額又は免除の可否を決定し、その旨を遅延損害金減免（承認・不承認）通知書（様式第2号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（督促後の相当の期間）

**第6条** 条例第8条に規定する督促をした後相当の期間は、1年を超えない期間とする。

（履行期限の繰上げの手続）

**第7条** 条例第9条に規定する履行期限を繰り上げる旨の通知は、履行期限繰上通知書（様式第3号）を債務者に送付することにより行うものとする。

（履行期限後の相当の期間）

**第8条** 条例第11条に規定する履行期限後相当の期間は、1年とする。

（免除の手続）

**第9条** 条例第13条の規定による免除を受けようとする債務者は、債務免除申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、遅滞なくその内容を審査し、承認又は不承認を決定し、債務免除（承認・不承認）通知書（様式第5号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（徴収停止後の相当の期間）

**第10条** 条例第14条第1項第6号に規定する相当の期間は、3年とする。

（議会への報告）

**第11条** 条例第14条第2項の規定による議会への報告は、債権放棄を行った会計年度の決算を認定

する会議において行うものとする。

2 前項の規定により議会へ報告する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 債権の名称
  - (2) 放棄した債権の件数及び金額
  - (3) 放棄に至った経緯及び放棄した理由
  - (4) その他市長が必要と認める事項
- (その他)

**第12条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第11条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(那須塩原市財務規則の一部改正)

2 那須塩原市財務規則(平成17年那須塩原規則第50号)第50条第1項第2号を次のように改める。

(次のよう略)

様式第1号(第5条関係)  
様式第1号(第5条関係)

遅延損害金減免申請書

年 月 日

那須塩原市長 様

住 所  
申請者 氏 名  
電 話

那須塩原市債権管理条例施行規則第5条第2項の規定により、遅延損害金の減免の申請をします。

1 債務者及び減免申請額

| 債務者   | 住所 |     |    |       |           |          |
|-------|----|-----|----|-------|-----------|----------|
|       | 氏名 |     |    |       | 電話番号      |          |
| 遅延損害金 | 年度 | 債権名 | 期別 | 金額(円) | 遅延損害金額(円) | 減免申請額(円) |
|       |    |     |    |       |           |          |
|       |    |     |    |       |           |          |
|       |    |     |    |       |           |          |
|       |    |     |    |       |           |          |
|       |    | 合 計 |    |       |           |          |

2 減免を受けようとする理由

| 主な理由         | 災害等 | 病気等 | 生活困窮 | 失業等 | 事業不振等 | その他 |
|--------------|-----|-----|------|-----|-------|-----|
| 減免理由(具体的に記入) |     |     |      |     |       |     |
| .....        |     |     |      |     |       |     |
| .....        |     |     |      |     |       |     |
| .....        |     |     |      |     |       |     |
| .....        |     |     |      |     |       |     |
| .....        |     |     |      |     |       |     |
| .....        |     |     |      |     |       |     |
| .....        |     |     |      |     |       |     |
| .....        |     |     |      |     |       |     |
| .....        |     |     |      |     |       |     |
| .....        |     |     |      |     |       |     |

第 号  
 年 月 日

遅延損害金減免(承認・不承認)通知書

様

那須塩原市長



年 月 日付けで申請のあった次の債務に係る遅延損害金の減免(免除)について次のおり決定したため、那須塩原市債権管理条例施行規則第5条第2項の規定により通知します。

1 決定の内容

|       |                              |
|-------|------------------------------|
| 決定の内容 | <input type="checkbox"/> 承認  |
|       | <input type="checkbox"/> 不承認 |

2 債務者及び減免額

| 債務者   | 住所  |     |    |       |           |        |
|-------|-----|-----|----|-------|-----------|--------|
|       | 氏名  |     |    | 電話番号  |           |        |
| 遅延損害金 | 年度  | 債権名 | 期別 | 金額(円) | 遅延損害金額(円) | 減免額(円) |
|       |     |     |    |       |           |        |
|       |     |     |    |       |           |        |
|       |     |     |    |       |           |        |
|       |     |     |    |       |           |        |
|       | 合 計 |     |    |       |           |        |

3 承認をしない理由

|  |
|--|
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |

様式第3号(第7条関係)  
様式第3号(第7条関係)

第 号  
年 月 日

履行期限繰上通知書

様

那須塩原市長



先に納入通知をした(債務の種類及び金額)については、納期限が 年 月 日とな  
っておりましたが、次の事由のため、那須塩原市債権管理条例施行規則第7条の規定により納期限  
を 年 月 日に繰り上げます。

(履行期限を繰り上げる理由)

(審査請求等)

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内  
に、那須塩原市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日  
の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請  
求をすることができなくなります。)

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、那須塩原  
市を被告として(訴訟において那須塩原市を代表する者は那須塩原市長となります。)、処分の取消し  
の訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月  
以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起する  
ことができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決  
があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができ  
ます。

(備考)

教示は、公債権における場合に記載する。

様式第4号(第9条関係)  
様式第4号(第9条関係)

債務免除申請書

年 月 日

那須塩原市長 様

住所  
申請者氏名  
電話

那須塩原市債権管理条例施行規則第9条第1項の規定により、債務の免除の申請をします。

1 債務者及び債務

|     |     |     |    |       |                |
|-----|-----|-----|----|-------|----------------|
| 債務者 | 住所  |     |    |       |                |
|     | 氏名  |     |    | 電話番号  |                |
| 債務  | 年度  | 債権名 | 期別 | 金額(円) | 履行延期の特約等をした年月日 |
|     |     |     |    |       |                |
|     |     |     |    |       |                |
|     |     |     |    |       |                |
|     |     |     |    |       |                |
|     | 合 計 |     |    |       |                |

2 免除を受けようとする理由

理由

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

第 号  
年 月 日

債務免除(承認・不承認)通知書

様

那須塩原市長



年 月 日付けで申請のあった債務免除について次のとおり決定したため、那須塩原市債権管理条例施行規則第9条第2項の規定により通知します。

1 決定の内容

|       |                              |
|-------|------------------------------|
| 決定の内容 | <input type="checkbox"/> 承認  |
|       | <input type="checkbox"/> 不承認 |

2 債務者及び減免額

| 債務者   | 住所 |      |    |       |           |        |
|-------|----|------|----|-------|-----------|--------|
|       | 氏名 | 電話番号 |    |       |           |        |
| 遅延損害金 | 年度 | 債権名  | 期別 | 金額(円) | 遅延損害金額(円) | 減免額(円) |
|       |    |      |    |       |           |        |
|       |    |      |    |       |           |        |
|       | 合計 |      |    |       |           |        |

3 承認をしない理由

|  |
|--|
|  |
|  |
|  |
|  |

(審査請求等)

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、那須塩原市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、那須塩原市を被告として(訴訟において那須塩原市を代表する者は那須塩原市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(備考)

教示は、公債権における場合に記載する。